

高松市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告を同条第9項の規定により，次のとおり公表します。

なお，高松市監査委員 花崎政美は，地方自治法第199条の2の規定により除斥されています。

平成15年2月21日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	二	川	浩	三
同	野	口		勉

平成14年度財政援助団体監査結果報告について

第1 財団法人高松市福祉事業団

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財 団 法 人 高松市福祉事業団	平成13年度に執行した出納 その他の事務および平成14 年4月1日から平成14年9 月30日までに執行した出納 その他の事務	平成14年10月1日から 平成14年12月2日まで

(2) 監査の方法

平成13年度および平成14年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している健康福祉部健康福祉総務課、障害福祉課、長寿社会対策課および母子児童課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市福祉事業団（以下「事業団」という。）の概要

ア 設置目的

高松市からの委託を受けて、高松市の設置する福祉施設等の管理および運営を行い、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市観光通二丁目8番20号

ウ 組織（平成14年10月1日現在）

役員は9人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事3人および監事2人である。

エ 実施事業および会計区分

(ア) 高松市福祉事業団事業（一般会計）

(イ) 高松市福祉事業団職員退職金積立事業（特別会計）

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本金および高松市出資額（平成14年3月31日現在）

（単位 円）

基 本 金	高 松 市 出 資 額
20,000,000	20,000,000

キ 収支の状況

(ア) 平成13年度収支決算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

[一般会計]

収入の部

(単位 円)

款 項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異(A)-(B)
1 事業収入	236,899,000	219,467,391	17,431,609
1 委託料収入	236,899,000	219,467,391	17,431,609
(1) 市委託金	236,899,000	219,467,391	17,431,609
2 諸収入	110,000	140,809	30,809
1 諸収入	110,000	140,809	30,809
(1) 基本財産利息	40,000	61,002	21,002
(2) 預金利息	20,000	10,337	9,663
(3) 雑収入	50,000	69,470	19,470
合 計	237,009,000	219,608,200	17,400,800

支出の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	決算額 (B)	差異(A)-(B)
1 事業費用	237,009,000	219,608,200	17,400,800
1 会館管理費	131,875,000	122,842,615	9,032,385
2 心身障害児 通園事業費	33,603,000	28,602,410	5,000,590
3 ふれあい福祉セン ター管理運営費	71,531,000	68,163,175	3,367,825
合 計	237,009,000	219,608,200	17,400,800

[特別会計]

収入の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	決算額 (B)	差異(A)-(B)
1 繰入金	1,550,400	1,549,120	1,280
1 繰入金	1,550,400	1,549,120	1,280
2 諸収入	50,000	16,819	33,181
1 諸収入	50,000	16,819	33,181
合 計	1,600,400	1,565,939	34,461

支出の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	決算額 (B)	差異(A) - (B)
1 職員退職金積立金	1,600,400	1,565,939	34,461
1 職員退職金積立金	1,600,400	1,565,939	34,461
合 計	1,600,400	1,565,939	34,461

(イ) 平成14年度予算執行状況(平成14年9月30日現在)

[一般会計]

収入の部

(単位 円)

款 項 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	差異(A) - (B)
1 事業収入	230,410,000	118,912,000	111,498,000
1 委託料収入	230,410,000	118,912,000	111,498,000
(1) 市委託金	230,410,000	118,912,000	111,498,000
2 諸収入	110,000	40,276	69,724
1 諸収入	110,000	40,276	69,724
(1) 基本財産利息	40,000	214	39,786
(2) 預金利息	20,000	592	19,408
(3) 雑収入	50,000	39,470	10,530
合 計	230,520,000	118,952,276	111,567,724

支出の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	支出済額 (B)	差異(A) - (B)
1 事業費用	230,520,000	100,667,976	129,852,024
1 会館管理費	125,324,000	56,102,832	69,221,168
2 心身障害児 通園事業費	34,474,000	14,346,107	20,127,893
3 ふれあい福祉セン ター管理運営費	70,722,000	30,219,037	40,502,963
合 計	230,520,000	100,667,976	129,852,024

[特別会計]

収入の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	収入済額 (B)	差異 (A) - (B)
1 繰入金	1,611,000	0	1,611,000
1 繰入金	1,611,000	0	1,611,000
2 諸収入	16,000	0	16,000
1 諸収入	16,000	0	16,000
合 計	1,627,000	0	1,627,000

支出の部

(単位 円)

款 項	予算額 (A)	支出済額 (B)	差異 (A) - (B)
1 職員退職金積立金	1,627,000	0	1,627,000
1 職員退職金積立金	1,627,000	0	1,627,000
合 計	1,627,000	0	1,627,000

ク 平成 13 年度財団法人高松市福祉事業団貸借対照表

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

(単位 円)

資 産 の 部		負債および資本の部	
1 資産	42,115,779	1 負債	22,115,779
(1) 普通預金	42,115,779	(1) 未払金	20,144,701
		(2) 預り金	1,971,078
		2 資本	20,000,000
		(1) 基本財産	20,000,000
計	42,115,779	計	42,115,779

ケ 平成 13 年度財団法人高松市福祉事業団財産目録

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

(単位 円)

科 目	金 額
(資産の部)	
1 普通預金	42,115,779
資 産 合 計	42,115,779
(負債の部)	
1 未払金	20,144,701
2 預り金	1,971,078
負 債 合 計	22,115,779
正 味 財 産	20,000,000

(4) 監査の結果

監査の結果，事務についてはおおむね適正に処理されていたが，別記の事項については改善を要すると認められる。所管部局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，団体にあっては所管部局の指導に応じた適切な措置を講ぜられたい。

当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

(5) 改善を要する事項

ア 高松市総合福祉会館管理運営業務委託に係る契約手続を明確にすべきもの

高松市契約規則第 18 条第 2 項では，委託料の積算基礎となる業務内容を明記した仕様書を作成することとしているが，高松市総合福祉会館の管理運営について事業団と締結した契約書には仕様書が添付されていないので，委託業務内容が明確になるよう，規定に基づき仕様書を作成されたい。

また，同会館の管理運営委託料は，市が事業団に対して委託する業務の執行に要する費用について両者協議の上決定することとしているが，協議同決裁には，業務内容およびその執行に要する費用の内訳を記載していないので，同決裁にこれらを明示し，それを基に協議されたい。

所管部局（健康福祉部健康福祉総務課，長寿社会対策課，母子児童課）

イ 施設使用料返還事務の実態と契約書を合致するよう改めるべきもの

高松市ふれあい福祉センター勝賀の管理運営委託契約書第 6 条では，同センターの施設使用料の返還事務については，事業団が行うことと規定しているが，実際は，市が当該返還事務を行っているので，実態と契約内容を合致するよう改められたい。

所管部局（健康福祉部長寿社会対策課）

ウ 契約締結方法の実態と会計規程を合致するよう改めるべきもの

高松市福祉事業団会計規程では、予定価格200万円以上の業務委託契約については、指名競争入札によることと規定しているが、事業団は、予定価格200万円以上の業務委託契約締結の際、随意契約により契約を締結しているので、実態と同規程を合致するよう改められたい。

監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）

エ 再委託契約に係る手続を適正にすべきもの

高松市ふれあい福祉センター勝賀管理運営委託契約書第7条では、「乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定しているが、エレベータ等の施設管理業務については、書面による市の承諾を得ずに第三者に委託しているので、再委託業務契約は、規定に基づき市の承諾後、締結されたい。

監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）

オ 出納員の印を関係規程で規定すべきもの

高松市ふれあい福祉センター勝賀の収納金報告書には、「財団法人高松市福祉事業団出納員」の印を押印しているが、同印は同事業団関係規程に規定されていないので、運用実態に合致するよう同関係規程で規定されたい。

監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）

カ 施設使用許可に至るまでの決裁行為を明確にすべきもの

事業団が管理運営している施設のうち、高松市ふれあい福祉センター勝賀では、施設使用許可申請に係る決裁行為を行っていないので、同事業団処務規程で決裁区分を規定するなど、使用許可に至るまでの決裁行為を明確にされたい。

監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）